

公共事業の景観形成について

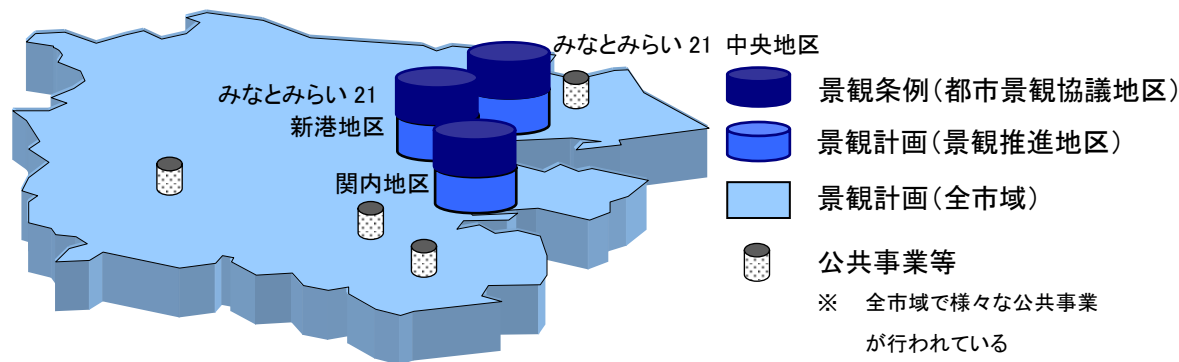
1 公共事業の景観形成の現状

現在、横浜市では、全市域にかかる横浜市景観計画と、横浜の顔となるような地区では、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき、きめの細かい景観形成に取り組んでいます（都市景観協議地区）。

景観づくりの羅針盤となる「横浜市景観ビジョン」には、景観形成に関する行政の取組として、公共施設のデザイン調整が掲げられています。

また、23年6月には、国土交通省から『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」』の策定についての通知があり、公共事業の積極的な景観形成が求められています。

これらの状況を踏まえて、横浜市では、地区の特性に合った公共事業の景観誘導のルールづくりについて検討を進めていきます。



2 検討の視点

- ・ 地区の特性に合った公共施設等の景観誘導のルールを検討します。
- ・ 公共事業のデザインを誘導し、行政自ら先導的な役割を担います。

景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」の策定についての通知（国土交通省）

（抜粋）

平成16年5月景観緑三法案の国会附帯決議で「公共事業実施の景観形成ガイドラインの作成等を早期に行うこと」とされる。

1 策定趣旨

良好な都市の景観形成の実現にあたっては、公共事業などにおける特別なグレードアップとして実施するのではなく、景観形成そのものを事業実施の際に原則として重視すべき要素として扱う。

2 位置づけ

- ・ 地方公共団体は、都市整備に関する事業実施において、積極的に良好な景観形成の推進に努める必要がある
- ・ 景観緑三法案の国会附帯決議を受けて策定されたものであり、市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業、都市再生整備計画事業などの都市整備に関する事業が対象
- ・ 地方自治法第245条の4の規定に基づく技術的な助言の性格を有するもので、その活用については地方公共団体の判断にゆだねられる。